

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成28年 7月27日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本たばこ産業株式会社 代表取締役社長 小泉 光臣 電話03-3582-3111					
主たる業種	たばこ製造業(葉たばこ処理業を除く)				細分類番号	1 0 5 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	たばこ製品工場における百万本あたり排出量を2012年度に1995年度比で12%削減、2020年度に1995年度比で15%削減を目指す。						
計画を推進するための体制	CSR担当副社長が環境管理統括者として環境マネジメントを統括し、各部門長が環境管理責任者として所管部門における環境マネジメントを推進する体制を構築している。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	23,488.6 トン	28,489.9 トン	30,773.0 トン		26.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	29,091.7 トン	28,489.9 トン	30,773.0 トン		1.9 パーセント	
	実績に対する自己評価	27年度は高効率ターボ冷凍機稼働、排熱を利用したジェネリック式冷凍機稼働、空調ファン出力抑制、コンプレッサー1kW導入、デマンド管理徹底等にて当初計画(32574t)より排出量抑制ができた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 生産数量:千万本	8.29	8.82	7.40		-2.17 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	たばこ製造数量26年度3231千万本から27年度4156千万本にUPしたことにより原単位が減少した。					
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	104.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	冷凍機を高効率型ターボ式に、コンプレッサをインバータ搭載型の省エネタイプに更新した。					
	(27)年度	高効率ターボ冷凍機稼働、排熱利用したジェネリック式冷凍機稼働、空調ファン出力抑制、作業場照明区分点灯による設備改善や、事務所・休憩室の不要な空調、照明OFF等の啓蒙を実施した。					
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	特段の措置はなし					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	工場は、交替制勤務のため、通勤に公共交通機関を利用できないことが多いが、通勤距離2km未満であれば交通費の支給はせず、自転車・徒歩通勤の推進を行っている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・国内外で植林/森林保全活動を実施し、国内では現在8か所の「JTの森」を展開し、森を育て守っていく活動を継続。						
特記事項	・第一計画期間の超過削減量(12,189.4t-CO2)を平成28年度の排出量から差し引いて記載。						

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。